

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十三号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考２中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。